軽度者の福祉用具貸与に係るフロー

軽度者（要支援１・２又は要介護１）である
（自動排泄処理装置については、要介護２・３を含む）

はい

いいえ

「厚生労働大臣が定める者のイ」に対応する
基本調査の結果に該当する。（別紙参照）

はい

確認依頼書の提出は不要
サービス担当者会議を通じた
適切なケアマネジメントにより、
必要性を判断

いいえ

〇貸与種目が「車いす及び車いす付属品」で、
「厚生労働大臣が定める者のイ」において、
（二）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者に該当する
〇貸与種目が「移動用リフト」で、
「厚生労働大臣が定める者のイ」において
（三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者に該当する

はい

確認依頼書の提出は不要
主治の医師から得た情報及びサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、必要性を判断

いいえ

次の ｉ）～ iii）のいずれかに該当することが医学的な所見に基づき判断され、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断されてい る。

ｉ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要な状態に該当する者

ii）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具が必要な状態に該当することが確実に見込まれる者

iii）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

いいえ

福祉用具貸与費の
給付はできません

はい

福祉用具貸与理由書の提出が必要